

議 会 運 営 委 員 会 次 第

令和3年1月18日（月）

1 委 員 長 開 議 宣 告

2 議 題

(1) 今後の新型コロナウイルス感染症対策について

(2) 3月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について

(3) 賛否態度公開に向けた押しボタン式採決方法及び松戸市議会会議規則の改正について

(4) その他

3 委 員 長 散 会 宣 告

令和3年3月定例会 一般質問時間予定表

会派名	持ち時間(分)	約9%減 休憩時間分減	約50%減 緊急事態宣言期間
松政クラブ	191	174	95
公明党	169	154	84
市民クラブ	136	124	68
日本共産党	104	95	52
立憲民主党	104	95	52
政策実現フォーラム	93	85	47
市民力・立憲民主党	93	85	47
無所属	31	28	15

920分
端数処理

840分
端数処理

460分
端数処理

予算討論時間割り当て表

会 派 名	割り当て時間	約17%減 休憩時間分減
松政クラブ	22分	20分
公明党	20分	16分
市民クラブ	17分	14分
日本共産党	14分	11分
立憲民主党	14分	11分
政策実現フォーラム	13分	10分
市民力・立憲民主党	13分	10分
無所属	10分	8分

賛否態度公開に向けたボタン式採決の運用に伴う 「松戸市議会会議規則」の改正について

○前提として

議会活性化検討協議会の答申から、電子採決は、表決時の議員の正確な賛否結果を確実な情報として把握するためのものである。

議員の賛否態度の公開方法については、賛否が分かれた市長提出議案の議員個人の賛否結果一覧を議会だより及びホームページに掲載するとされているため、掲載方法については、広報委員会にて今後協議予定。

○改正内容

これまでの【起立による表決】に代わるものとして、問題を可とするものは賛成ボタンを押すもの。

※会規 70 条 1 項:「議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣言する」の代わり。

○その他運用

- ①賛否が割れた議案は、同数をくくり議案番号順に一括表決を行っていたが、それぞれの賛否態度を明確にするために、一括表決とはせずに、一件ずつ表決を行う。
- ②簡易表決はこれまでどおりの運用。
- ③表決に対する棄権はこれまでどおり「議場から退出」のほかはない。

○参考(電子採決システム運用に伴う他市の会議規則例)

習志野市

(起立等による表決)

第 70 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は 挙手をさせ、その多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立又は挙手の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

3 第 1 項及び第 76 条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させることに代えて、その者に採決の結果を表示するシステムの賛成ボタンを押させることによつて表決をとることができる。